

口永良部島（新岳）噴火により 被災されたお客さまへのお知らせ

このたびの噴火による被害を受けられました方々におかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。あわせまして、被災者の方々が一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

被災者の方々への当金庫の対応につきまして、次のとおりご案内させていただきます。

1．預金等のお支払いについて

預金通帳・証書・届出印を紛失された場合、ご本人さまであることを確認させていただいた上で、お支払いいたします。

マイプランカードを紛失された場合、ローンの支払（当座貸越枠内）については、払戻請求書にお届出印（紛失されている場合は拇印）を押印いただいた上で、お支払いをいたします。

今般の被災の影響によりキャッシュカード等の再発行が必要な場合には、再発行手数料はいただきません。

汚れた紙幣の引換えをいたします。

今回の被災による障害のために、支払期日が経過した手形につきましては、窓口にてご相談ください。

その他のお取引、またはご不明な点につきましても、窓口へご相談ください。

2．災害救援ローンについて

自然災害、または自然災害に伴う火災など、不測の災害を受けた勤労者の災害復旧資金の融資を取扱っております。

詳細につきましては、ご遠慮なく窓口へお尋ねください。

九州ろうきん